

佐世保市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰により、住宅の改修工事に係る経済的負担が増加している状況を踏まえ、市民が安全で快適に暮らせる住環境を確保するため、生活者支援の一環として、住宅性能の向上を伴う改修工事を行う住宅所有者等に対し、予算の定めるところにより、佐世保市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、佐世保市補助金等交付規則(平成17年規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1)本市の住民基本台帳に記載されていること(第10条第1項に規定する佐世保市住宅性能向上リフォーム支援事業完了実績報告書を提出する時点で住民基本台帳に記載されていることが確実であると市長が認めるときを含む。)
- (2)市税の滞納がないこと
- (3)本市に住宅を所有し、当該住宅の建物登記簿の名義人(法人名義である住宅を除く。)であること。ただし、相続人等相当の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。
- (4)前号に掲げる住宅に居住していること(第10条第1項に規定する佐世保市住宅性能向上リフォーム支援事業完了実績報告書を提出する時点で居住することが確実であると市長が認めるときを含む。)

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1)一戸建て住宅(併用住宅については、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の2分の1以上であるものに限る。)
- (2)マンション等の共同住宅((2以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第2条第2項に規定する区分所有者をいう。)が存する建物をいう。)については、人の居住の用に供する専有部分(区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。))に限る。)

(補助対象経費)

第3条の2 補助金の交付の対象となる経費(消費税及び地方消費税を含まない額をいう。以下「補助対象経費」という。)は第4条第1項第1号に掲げる区分に応じて定める経費とする。

(交付対象工事)

第4条 補助の対象となる住宅性能向上リフォーム工事は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす工事とする。

- (1)住宅の全部又は一部について行う改修工事で、次のいずれかに該当する(別表1に示すものに限る。)もの

- ア バリアフリー・安全型
- イ 省エネルギー型
- ウ 防災型

(2) 前号に掲げる工事費の合計が30万円(消費税及び地方消費税を含まない額をいう。)以上となるもの

(3) 補助金の申請日の属する年度の1月末日(その日が土曜日若しくは日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、直前の休日でない日)までに第10条第1項に規定する佐世保市住宅性能向上リフォーム支援事業完了実績報告書を提出できるもの

2 前項に掲げる工事であってこの要綱の補助金以外の補助金の交付を受ける工事であっても、補助対象となる工事部分が明確に区分できる場合は、その区分した限度において、この要綱の交付対象工事とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、補助対象経費としない。

(1) 補助金の交付決定前に着手した工事

(2) 増築工事

(3) 住宅以外の建物を住宅用途にするための工事

(4) 備品に係る経費

(5) 用途が明確でない費用

(6) 同一年度に本市若しくは国等の他の制度に基づく補助等を受け、又は受ける予定の場合には、当該補助等の対象経費

(7) その他市長が不相当と認める工事

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表2の左欄の工事区分に中欄に定める補助対象経費に従い、右欄に掲げる補助率により算出した額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第6条 補助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、住宅性能向上リフォーム工事の着手前に、その申請を行うものとする。

2 申請者は、佐世保市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請を行う。

(1) 案内図

(2) 工事内訳明細(工事を行う部分の性能向上内容が確認できるもの)を示した見積書

(3) 工事写真(住宅性能の向上に係る改修工事の部分、部位及び設備ごとに着工前の状況を撮影したもの)

(4) 申請者が市税を滞納していないことを証する書類

(5) 補助対象経費確認シート(第2号様式)

(6) 申請手続きを代理人が行う場合は委任状(第3号様式)

(7) 住民票の写し

(8) 建物登記事項証明書

(9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定を行うものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、佐世保市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付決定通知書（第 4 号様式）により、申請者にその決定の内容を通知するものとする。

(計画の変更)

第 8 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の額に変更が生じる場合又は住宅性能向上リフォーム工事の内容に変更が生じる場合は、佐世保市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金変更交付申請書（第 5 号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。なお、補助金額の増額を伴う変更は認めないものとする。

- (1) 補助対象経費確認シート（第 2 号様式）
- (2) 第 6 条第 2 項第 2 号に準ずる見積書等で、その変更内容及び変更額がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前条の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、前条第 1 項及び第 2 項中「補助金の交付」とあるのは「補助金の変更交付」と、同条第 2 項中「佐世保市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付決定通知書（第 4 号様式）」とあるのは、「佐世保市住宅性能向上リフォーム支援事業の計画変更承認書及び佐世保市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金変更交付決定通知書（第 6 号様式）」と読み替えるものとする。

(工事の中止)

第 9 条 申請者は、住宅性能向上リフォーム工事を交付決定前又は交付決定後に中止しようとするときは、佐世保市住宅性能向上リフォーム支援事業中止届（第 7 号様式）1 部を、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による事業の中止の届出を受けた場合は、第 7 条に定める交付決定（前条第 2 項において準用する変更交付決定も含む。）の全部を取り消すものとする。
- 3 市長は、補助金の交付決定の取消しをしたときは、佐世保市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付決定取消通知書（第 8 号様式）により、交付決定者にその取消しの内容を通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 交付決定者は、住宅性能向上リフォーム工事が完了した日の翌日から起算して 20 日が経過する日又は補助金の申請日の属する年度の 1 月末日(その日が土曜日若しくは日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、直前の休日でない日)のいずれか早い日までに、佐世保市住宅性能向上リフォーム支援事業完了実績報告書（第 9 号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住宅性能向上リフォーム支援事業利用者アンケート・事業者アンケート
- (2) 工事写真(住宅性能の向上に係る改修工事の部分、部位及び設備ごとに施工中及び完成の状況を撮影したもの)
- (3) 領収書の写し
- (4) 納品書等(工事を行った部分の性能向上が確認できるもの)の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 11 条 市長は、前条の規定により完了実績の報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現場検査等により、住宅性能向上リフォーム工事がこの要綱に定める内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額の確定を行う。

- 2 市長は、補助金の交付の額の決定をしたときは、佐世保市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付確定通知書(第 10 号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第 12 条 市長は、第 10 条の規定により完了実績の報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現場検査等により、住宅性能向上リフォーム工事がこの要綱に定める内容に適合していないと認めるときは、交付決定者に対し佐世保市住宅性能向上リフォーム支援事業不適合通知書(第 11 号様式)により通知したうえで、その是正を指示するものとする。

- 2 前項の規定による是正の指示に交付決定者が従わないときは、市長は、その交付決定を取り消すことができる。
- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをしたときは、佐世保市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付決定取消通知書(第 8 号様式)により、交付決定者にその取消しの内容を通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 第 11 条第 2 項の規定により補助金の交付の額の確定通知を受けた者は、佐世保市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付請求書(第 12 号様式)1 部を、通帳の写し等(振込先口座の金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義が確認できる書類)を添えて、補助金の申請日の属する年度の 2 月末(その日が土曜日若しくは日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たるときは、直前の休日でない日)までに市長に提出するものとする。

(意見の聴取及び立入調査)

第 14 条 市長は、この要綱に定める事項について、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 申請者及び交付決定者に対する意見の聴取
- (2) 申請者及び交付決定者の同意を得たうえでの補助対象住宅への立入調査

(財産の管理等)

第 15 条 交付決定者は、この要綱の補助金の交付により取得し、又は効用の増加した財産(以下この条において「財産」という。)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るものとする。

2 規則第 18 条の規定による市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、市長はその収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第4条関係）

| 項目 | 部分及び部位 | 対象工事 |
|----------------------------|---------------------------------|--|
| パリアフリー・安全型 | 通路 | 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事、廊下の幅を広くする工事等 |
| | 階段 | 住戸内事故対策工事（埋込型の足元照明の設置、ノンスリップ設置、勾配緩和工事等） |
| | 浴室、脱衣室 | ヒートショック対策工事（窓、床、壁、及び天井等の断熱性能の向上、埋め込み型暖房設備の設置等） パリアフリーに配慮した工事（浴槽のまたぎの高さが低いものに取替える工事、ユニットバスに取替える工事、出入口の段差解消工事等） |
| | 便所 | 便器を和式便器から洋式便器へ取替える工事 ヒートショック対策工事（窓、床、壁、及び天井等の断熱性能の向上、埋め込み型暖房設備の設置等） |
| | 手すり | 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手摺を取付ける工事 |
| | 段差 | 段差を解消するためのスロープ、エレベーター、階段昇降機等を設置する工事 部屋と廊下の段差を解消する工事 |
| | 出入口 | 出入口の戸を改良する工事（開戸を引戸、折戸等に取替える等） |
| | 床面 | 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床を滑りにくいものに取替える工事 |
| | 換気設備 | シックハウス対策のための第一種換気設備の設置工事 |
| | 流し台の取替え | 水栓器具をレバーハンドル等に取替える工事 シンクの取替え工事（シンク下に膝が入るもの等） |
| | 外構（道路又は駐車場から玄関までの経路） その他 | パリアフリー対策工事（段差の解消、通路幅の拡幅、手すりの設置等） 性能向上等が図れるものとして市長が認めるもの |
| | 省エネルギー型 | 居室の窓 床（基礎） 屋根（天井） 外壁 |
| 高効率給湯器 トイレ 浴槽 その他 | | 高効率給湯器（エコキュート等）を設置する工事 節水型洋式トイレの設置 高断熱浴槽への取替え工事 性能向上等が図れるものとして市長が認めるもの |
| 防災型 | 基礎・主要構造部 | 防災に有効な対策工事（基礎、壁・柱・床・はり・屋根・階段の補強、取替、撤去等による補強等の向上、耐風瓦の設置等） |
| | ガラス・建具 固定金具 | 二次災害や被害の防止に有効な対策工事（合わせガラス、網入ガラス、強化ガラス等への取替、耐風サッシへの取替、家具転倒防止対策、転落防止等固定金具等） |
| | 屋根 内壁・外壁 | 火災や延焼防止に有効な対策工事（防火構造以上の外壁施工、不燃性の屋根材への改修等） |

| | | |
|-----|-------|--|
| 防災型 | ブロック塀 | 老朽化したブロック塀の改修工事(ブロック塀の撤去、ブロック塀からフェンス等への改修) |
| | その他 | 性能向上等が図れるものとして市長が認めるもの |

別表 2 (第 5 条関係)

| 工事区分 | 補助対象経費 | 補助率等 |
|------------|------------------------|---|
| バリアフリー・安全型 | 左記に該当する改修工事に要した費用の額の合計 | 補助対象経費の 5 分の 1 以内 住宅 1 件あたり 200,000 円が限度 |
| 省エネルギー型 | | |
| 防災型 | | |